



働き方改革に関する相談窓口のご案内

相談無料

社会保険労務士が対応いたします！

2019年4月から働き方改革関連法が順次施行され、新しい仕組みやルールが設けられるようになりました。

「働き方改革に関する相談窓口」を設置しました。お気軽にご相談ください！

人手不足？
残業削減？生産性向上？
処遇改善？

開催日	時間	開催場所	住所	電話番号
2月3日(木)	13:30~16:30	今治商工会議所	今治市旭町二丁目3-20	0898-23-3939
2月1日(火)	13:30~16:30	大洲商工会議所	大洲市大洲694-1	0893-24-4111
2月4日(金)	13:30~16:30	八幡浜商工会議所	八幡浜市北浜一丁目3-25	0894-22-3411
2月3日(木)	13:30~16:30	宇和島商工会議所	宇和島市丸之内一丁目3-24	0895-22-5555
2月1日(火)	13:30~16:30	西条商工会議所	西条市朔日市779-8	0897-56-2200
2月3日(木)	13:30~16:30	四国中央商工会議所	四国中央市金生町下分789	0896-58-3530
2月4日(金)	13:30~16:30	新居浜商工会議所	新居浜市一宮町二丁目4-8	0897-33-5581
2月3日(木)	13:30~16:30	伊予商工会議所	伊予市下吾川1512-6	089-982-0334

【申込方法】相談をご希望される方は、下記申込書に必要事項をご記入の上、FAXまたはTELにてお申込みください (TEL: 0120-005-262 FAX: 089-913-5502)

愛媛働き方改革推進支援センター 宛

「働き方改革に関する相談窓口」申込書

事業所名		住所	
フリガナ		電話番号	-
ご担当者名		FAX	-
希望日	月 日 (曜日)	希望時間	:

※本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、当相談窓口業務以外には使用いたしません。

お問い合わせ先

愛媛働き方改革推進支援センター

〒790-0067 松山市大手町2丁目5-7 別館1階

TEL 0120-005-262 FAX 089-913-5502



生産性を向上させるために使える助成金はないだろうか。

最大600万円を助成

業務改善助成金

業務改善助成金

生産性向上とともに賃金引上げに取り組む
中小企業事業者を支援する制度です。

助成金を受給するには



1

事業場内最低賃金を
引き上げ

- ・就業規則等に規定
- ・実際に労働者に支払うこと

出典：厚生労働省HP動画「業務改善助成金のご案内」



2

設備投資等の実施

- ・生産性向上のための機器・設備の導入
- ・業務改善のためのコンサルティング
- ・人材育成に係る研修等

活用事例



飲食店経営 Aさん

- ・セルフ式のテーブルオーダーシステムの導入
- ・最低賃金を850円から880円に30円UP

導入費用
100万円

助成率
4/5(80%)

業務改善助成金



80万円

パートの方を正社員にしたいんだけど、
活用できる助成金はないかしら？

キャリアアップ助成金

正社員化コース



助成金を受給するには

有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換
または直接雇用した場合に助成されます

- ① 有期→正規：1人当たり 57万円<72万円> (42万7,500円<54万円>)
 - ② 有期→無期：1人当たり28万5,000円<36万円> (21万3,750円<27万円>)
 - ③ 無期→正規：1人当たり28万5,000円<36万円> (21万3,750円<27万円>)
- <①~③合わせて、1年度1事業所当たりの支給申請上限人数は20人まで>

出典：厚生労働省HP「キャリアアップ助成金のご案内」

申請から支給までの流れ

- 1 キャリアアップ計画の作成・提出
- 2 就業規則等の改定（正社員への転換規定がない場合）
- 3 就業規則等に基づく正社員等へ転換
- 4 転換後6ヶ月の賃金支払い（転換前と比較して3%以上賃金総額している必要があります）
- 5 支給申請

相談無料
秘密厳守

愛媛働き方改革推進支援センターへ
お気軽にご相談ください！

センターでは私たちがご相談をお受けしています。

常勤専門家[社会保険労務士] (順不同)



愛媛働き方改革推進支援センター

〒790-0067 愛媛県松山市大手町2丁目5-7 別館1階

フリーダイヤル ☎ 0120-005-262

✉ hataraki1@csc-ehime.jp

🌐 愛媛働き方改革推進支援センター



■受付時間/9時~17時(土・日・祝日・12月29日~1月3日を除く)

